

(1)振込規定 ※下線が追加、修正部分

改定前	改定後
6. 取引内容の照会等 (1)～(2) (略) (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。	6. 取引内容の照会等 (1)～(2) (略) (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。 <u>ただし、振込依頼書または当行の自動機による当行口座からの振込の場合には上記にかかわらず引落口座に資金を返却します。</u>

(2)〈ふくぎん〉事業者応援ネットバンキング「快速ねっと」ご利用規定 ※下線が追加、修正部分

改定前	改定後
11. 振込・振替 1.～3. (略) 4.取引内容の取消・組戻し ①～④ (略) ⑤ 振込振替の取扱いにて、入金指定口座の解約・入金停止等の何らかの事情により入金できない場合は、組戻しにより当該取引の利用口座(支払指定口座)へ戻し入れすることがあります。	11. 振込・振替 1.～3. (略) 4.取引内容の取消・組戻し ①～④ (略) ⑤ 抹消 5.<u>振込入金不能分の取扱い</u>(新設) <u>入金口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金は利用口座(支払指定口座)へ戻し入れします。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u>
13. データ伝送サービス 1.～4. (略) 5.総合振込サービス ①～④ (略) 6.給与振込サービス ①～④ (略)	13. データ伝送サービス 1.～4. (略) 5.総合振込サービス ①～④ (略) ⑤ <u>入金口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金の支払指定口座へ戻し入れします。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u>(新設) 6.給与振込サービス ①～④ (略) ⑤ <u>入金口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金の支払指定口座へ戻し入れします。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u>(新設) 項番⑤を⑥に変更

(3)〈ふくぎん〉マルチバンクオンライン(VALUX)ご利用規定

※下線が追加、修正部分

改定前	改定後
9. 振込・振替サービス (1)～(3) (略) (4)取引内容の取消・組戻し ①～④ (略) ⑤ 振込・振替の取扱いについて、入金指定口座の解約・入金停止等の何らかの事情により入金できない場合は、組戻しにより当該取引の支払指定口座へ戻し入れすることがあります。	9. 振込・振替サービス (1)～(3) (略) (4)取引内容の取消・組戻し ①～④ (略) ⑤ 抹消 <u>(5)振込入金不能分の取扱い(新設)</u> <u>入金口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金の支払指定口座へ戻し入れます。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u>
19.データ伝送サービス (1)～(4) (略) (5)総合振込サービス ①～④ (略) (6)給与振込サービス ①～⑤ (略)	19.データ伝送サービス (1)～(4) (略) (5)総合振込サービス ①～④ (略) <u>⑤ 入金口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金の支払指定口座へ戻し入れます。この場合、振込手数料は返却いたしません。(新設)</u> (6)給与振込サービス ①～⑤ (略) <u>⑥ 入金口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金の支払指定口座へ戻し入れます。この場合、振込手数料は返却いたしません。(新設)</u>